

玄惠法印新考

—中世宋学史の再編成—

和島芳男

目次

- 序、玄惠伝に関する疑
- 一、記録に現れた玄惠
- 二、「太平記」に見える玄惠
- 三、玄惠と禅宗との関係
- 四、文人としての玄惠
- 五、新しい玄惠伝

序

先全經者・周易・尚書・毛詩・周禮・儀礼・礼記・春秋・中庸・論語・孟子・大學・孝經・爾雅也・此外老子・莊子・列子・荀子・楊子・文中子・管子・淮南子・清中兩家之儒伝・師說・候王侍說・數・伝注及疏並正義者・前後漢晋唐博士所承古來雖用之、近代独清軒玄惠法師以「宋朝濂洛之義」為正、開講席於朝廷以来、程朱二公之新說可為「肝心」候也、次紀傳者、史記並兩漢書・三国史・晉書・唐書及十七代史等、南式晉江之數家被其說乎、是又當世付「玄惠之議」、資治通鑑・宋朝通鑑等人々伝・受之、特北畠入道淮后被得「蘊奧」云々、

「尺素往来」の右の一節はおよそ中世宋学を論ずる人々の必ずまず取り上げる史料であり、この有名な史料にもとづき玄惠を以て宋学の最も有力な首唱者とみるのが旧來の通説であり、ひいて北畠親房等いわゆる南朝の忠臣の勤王思想の源流をも宋学に見いだそうとする考もひろく行わられて來た。しかし玄惠の宋学理解については右の「尺素往来」の記載以外に確実な史証はなく、従つて建武中興時代における玄惠の思想史的役割を重視すべきいわれのないことはすでに岩橋小弥太氏が指摘したところであり、私もかつて「尺素往来」そのものの記載を分析検討して、それが史料の独断的解釈・結合に成るものに過ぎず、玄惠宋学者説の根拠たるべからざることを論証した。²

然るに「太平記」には玄惠が「其比才学無双ノ聞へ有ケル」「大智広学ノ物知」であつたことを特筆し、また往来物の数々が玄惠の作に擬せられた関係上、玄惠の博学多才を信じ、その文壇や教界における多方面の活動を所伝のままで承認する向も少くない。早く斎藤清衛博士は「庭訓往来」等が玄惠の手に成ることを認め、玄惠を「続千載和歌集」の歌人とし、しかも当時の天台宗学を代表するかの如くであつたかれが、たまたま後の大燈国師、宗峰妙超との宗論に敗れてかえつて宋学禪学の一致を看取し、ただちに妙超の門に参じた熱意と純情とを顕揚し、戦後復刊の「日本文学大辞典」も同様の旧説を存し、かつ玄惠が北条氏の請により東下して最園寺（最勝園寺の誤）供養の導師となつたという一条を加えている。⁵しかし「庭訓往来」ほか玄惠の作とされた二三の往来物が実はいずれも玄惠の没後、応安・応永年間以後に成立したものであることは平泉澄博士がすでに明らかにした通りである。⁶また「続千載和歌集」の玄惠の和歌はその巻十七、雜部中に、

前大僧正道玄よませ侍りける歌に

曉述懐を

法印玄惠

つれなくて世に有明の月も見つ唯我ばかりうき物はなし

とある一首である。詞書に見える前大僧正道玄は普光園闕白二条良実の息、その歌の勅撰集に入るもの多く、再度天台座主に補せられ、嘉元二年四月(一三〇四)六十七歳で入寂した。⁷従つて玄惠のこの歌は嘉元二年以前の作でなければならぬ

いが、嘉元二年は玄惠が没した觀応元年を溯ること四十六年である。壯年以前の玄惠が天台座主前大僧正を同輩の如くいいなす詞書の文調は不審である。私は「続千載和歌集」の法印玄惠は隨心院門跡嚴惠法印または天台座主前大僧正源惠の誤かと疑うものである。⁸ 次に玄惠の參禪のことはもつぱら禪宗側の史料のみの伝えるところで、すこぶる疑うべきことであるが、これに関する批判は卒論に譲る。終りに、玄惠の鎌倉下りの一条は最もはなはだしい謬説である。これは「保曆問記」に「乾元元年九月十四日、さいしやうをんじどののくやうあり、將軍御出ありき、導師はげんゑ僧正也」とある記事に拠つたのであるうが、この乾元元年より十七年後の元応元年になお僧都であつた玄惠が乾元以前に僧正に任せられたはずはない。⁹ 「北条九代記」同年条には明らかに「九月十四日最勝園寺供養、將軍有^ニ御出、導師源惠僧正^{勝景寿院別當}」と記している。源惠は前將軍九条頼經の息で、さきの道玄と前後して天台座主に補せられ、その後鎌倉に下つた人であり、玄惠とまつたく別人であることはいうまでもない。¹⁰

玄惠の事跡につき、このように疑問や誤伝が多いのは、結局かれが種々の書物の作者に擬せられるほどに文名が高くなつた割合に、かれに関する信頼すべき伝記資料がともしいため、実録と所伝との混同を来たすことが多かつたからであろう。しかしこのような誤伝・謬説を批判し検討する間に、かえつて事の真相をうかがうべき機縁に接することは確かにありがちであり、玄惠伝に関しても私はしばしばそういう経験をした。よつて私はこれらの経験を活用し、旧稿作成のとき見過ごした史料をも併せて新たに玄惠伝組織の可能性を探究し、かれの思想史上に占める地位を一層明確に規定しようと試みた次第である。

附記
「玄惠」は「玄慧」とも書き、古来相通じて用いられたが、本稿では引用の原文中に「玄慧」とある場合のほかは当用漢字に従つてすべて「玄惠」と記すことにした。

註

1・岩橋小弥太「玄慧法印」(国学院雑誌四五ノ一、昭和十四年)。

2・拙稿「中世における宋学の受容について」(帝国学士院紀事五ノ二・三、昭和二十二年)。

3・「太平記」卷一、無礼講附玄惠文談事、同卷十八、比叡山開闢事。

4・齋藤清衛「玄惠法印私考」(国文学誌)ノ五、昭和六年)。

5・藤村作編「日本文学大辞典」(新潮社、昭和二十五年復興版)卷二、玄惠条(鶴尾順敬解説)。なお最勝園寺は北条貞時の創建である。

6・平泉澄「中世に於ける社寺と社会との関係」(大正十五年)。なお「日本文学大辞典」往来物・庭訓往来条等(石川謙解説)参照。

7・「華頂要略」「僧官補任」「天台座主記」参照。なお道玄の歌は続古今・続拾遺・新後撰・玉葉・続千載・続後拾遺・風雅・新千載・新後拾遺・新続古今の諸集にわたつて五十首以上收められている。

8・「諸門跡譜」上、隨心院条に「玄惠法印(中略)、大納言高実卿男、太政大臣良平公孫」とあり、高実は宝治^(一二四八)二年三十九歳で没した(公卿補任)。然らば玄惠は道玄よりも少しく年長で同時代にいたと推測される。玄惠については註10参照。ただし勅撰集の作者としての源惠は常に前大僧正または天台座主の肩書を以て記されている。

9・「花園天皇宸記」元応^(一二九〇)元年閏七月二十二日条。

10・「天台座主記」によれば源惠は正応^(一二九〇)五年座主に補せられ、治山一年であつた。かれはその門地・閱歴において道玄に対し遜色なく、その歌は続拾遺・新後撰・続古今等の諸集に十余首散見する。没年の詳らかでないのは鎌倉で入寂したからであろう。

玄惠伝に関する信頼すべき史料のうち、その年次の最も古いものは「花園天皇宸記」元応^(一二九〇)元年閏七月条の次の記載である。

廿二日甲辰、（中略）今日召三修理權大夫中原章任、受_ニ合說、資朝朝臣候_レ前、令第一卷說了退出、今夜資朝公時等、於「御堂殿上局」談_ニ論語、僧等濟々交_レ之、朕窮立聞_レ之、玄惠僧都義誠達道歟、自余又皆談_ニ義勢悉叶_ニ理致、玄惠を以て宋学の首唱者と主張する人のまず注目するのは「玄惠僧都義誠達道歟」の一_ニ句である。この「達道」の道が宋学の窮理尽性の道であるならば、玄惠の宋学者たることに問題はなくなるからである。宸記における「道」のいまひとつ用例はこの前条、同月四日条に見える。

四日丙戌、入_レ夜資朝參、頗可_レ謂_下得_ニ道之大体_者也、好学已七八年、兩三年之間頗得_ニ道之大意_、而与_ニ諸人_ニ談末_ニ称旨_、今始逢_ニ知意_、終夜談_レ之、至_ニ曉鐘_ニ不_ニ怠倦_、

二十二日条において玄惠が花園上皇の称贊を博したのは、四日条において上皇と資朝とが終夜談じてあくことを知らなかつたその道を得ていたからであろう。しかもその道の内容は依然として不明である。ただ宸記元亨二年七月条に、

廿七日癸亥、晴、談_ニ尚書_、人數同_ニ先々_、其義等不_レ能_ニ具記_、行親義、其意涉_ニ佛教_、其詞似_ニ禪家_、近日禁裏之風也、即は宋朝之義也、或有_ニ不_レ可_レ取事_、於_ニ大体_ニ非_レ無_ニ其謂_者也、凡近代儒風衰微、但以_ニ文華風月_ニ為_ニ先、不_レ知_ニ其_ニ實_、文之弊以_レ質可_レ救_レ之、然者近日禁裏有_ニ此義_ニ歟、尤可_レ然事也、但涉_ニ佛教_、猶不可_レ然乎、

とある。「其意涉_ニ佛教_、其詞似_ニ禪家_、」はまさに宋学の一特徴である。この新学が禁裏、すなわち後醍醐天皇の宮中において流行したにもかかわらず、花園上皇が必ずしもそれに甘心されなかつたことは右の記載によつて明らかである。然らば上皇が資朝と終夜談せられた道、またそれが違道なるが故に玄惠を称賛された道を宋学の窮理尽性の道と見ることは到底論理に合わないところである。

次に從来とかく闇却されたのは宸記の「御堂殿上局」の解釈である。この「殿上」の二字のみを漫然取り上げれ

ば、それが禁裏であるという印象も受けるであろう。しかしだけでなく文保二年二月後醍醐天皇が讓位された後の花園上皇が夜中ひそかに立ち聞きされた殿上が禁裏であるはずがないことは岩橋氏もすでに強調したが、然らば禁裏以外のいざこであつたかということまでには言及しなかつた。³按するに花園上皇は御譲位後まず土御門殿に入り、のち持明院殿に移り、皇兄後伏見上皇と御同座になつた。⁴従つて右の「殿上」は持明院殿の殿上と解するのが最も自然であるが、この場合解釈の妨げとなるのは「御堂」の二字であろう。しかし宸記元応元年五月十二日条には、

今日参ニ長講堂^一、依下自ニ明日^二可^レ有^レ供花上也、申剋乘^レ車、公秀卿寄^レ車、直参ニ六条殿^一、寄ニ東面妻戸^一、即參ニ院御方^一、於ニ御堂^一御ニ覽修理^一之間也、即參ニ御堂^一、積覚祇候奉^ニ行之^一、

と見え、「御堂」は長講堂の称呼となつており、同様の用例は他の記録類にも散見する。長講堂は後白河法皇が六条西洞院にこれを創建されて以来、文治^(一一八五)四年を始めとしてたびたび火災にかかつたが、通例六条殿内に再建され、かつ後嵯峨法皇崩御後はその遺詔によりもつぱら持明院統の管領するところとなつた。⁵「花園天皇宸記」元応元年条には前引の供花のときのほか、なお長講堂の修二月、法華八講などのために後伏見・花園両上皇が持明院殿から六条殿に再三御幸になつた次第を詳記するが、この年閏七月二十二日、すなわち問題の論語談義が御堂殿上局で行われた日には花園上皇御他出の記事はない。従つてこの談義の催された場所は長講堂ではなく、やはり持明院殿の殿上としなくてはならない。思うに御堂殿上局は持明院殿の殿上にあり、長講堂に仕える僧衆の殿上に祇候するところであつたのである。二季の供花をはじめ、毎月十六日の長講、二季彼岸および後白河法星聖忌の法華八講など数多き長講堂の仏事に上皇の御幸もまたしばしばであるほどに密接な関係に注目すれば、御堂の僧等が日々持明院殿に祇候するのも一応自然のことと考えられるのである。

しかしながら、勿論これによつてただちに玄惠と長講堂との関係を想定すべきではない。そのような想定の根拠となるべき史料も無く、例の談義の場における玄惠が資朝・公時等と同様、長講堂に關係の無い部外者であつたとする

仮定の方がむしろ許容されやすいのである。宸記に「玄惠僧都」とあるのは玄惠の閱歴を知るための手がかりとなるはずであるが、「僧官補任」などの類には玄惠の名は一向に見えない。ただ前天台座主人道尊円親王が文和四年に注進した「釈家官班記」の下、僧官採択故実事のうち権大僧都の項には「俗姓尋常之人、稽古修學之輩、公請有^レ勞之族、各依ニ一途之寄^レ被^レ拜除二者也」とあり、近代には多く法印に敍せられて後に大僧都となるという⁸。後世所伝の如き学僧玄惠にはこの項こそ最もふさわしく感ぜられる。幸いにもここに「後三年合戰絵詞」なるものがあり、その序に、

後漢の二十八將、其形を凌雲台に写す、本朝賢聖障子名士を紫宸殿に図せらる、故に今此絵を調をかしむる所なり、就中に清和御代殊に吾山の仏法を崇さす、其德好を思ふに流を斟では必ず源を尋ねべきことはりあり、况や又當時天下の靜謐し、海内の安全、しかしながら源氏の威光、山王の擁護なり、これらの來由につきて、此画図東塔南谷の衆議として其功を終ふ、（中略）干^レ時貞^{〔三四年〕}、法印権大僧都玄慧、一谷の衆命に応じて大綱の小序を記すといふことしかり

と見える。この文に従えば玄惠は叡山に關係ある僧であつたには違ひないが、必ずしも山門の住侶ではなかつたことがうかがわれる。他の記録類にも、かれの名は「玄惠僧都」または「玄惠法印」などと記されるばかりでその住院が肩書に示されたことはない。ただ玄惠が法印に敍せられたことは「園太曆」貞和五年^{〔三四年〕}七月十二日条の左の記事によつて確かめられる。

今日新院御方可^レ有^ニ「礼記御談義」、可^ニ參仕^ニ云々、仍西刻同^ニ「車大夫」參院、於^ニ西面御學問所^ニ有^ニ「此事」、近衛前閥白^{〔其時〕}・予^{〔太政大臣公要〕}・右衛門督忠季・吉田中納言^{〔國史〕}・勘解由三位^{〔在成〕}等祇候、実音朝臣・俊冬・俊藤等候^ニ簾子、師利候^{〔中原〕}二殿上人之上^ニ、講^ニ「禮記郊牲」、師須・師貫並^ニ玄惠法印、候^ニ「乙板敷庇」、（中略）今日郊特正義上帖分講^ニ、強無^ニ殊事^ニ也、其後入御、

院の御所は昔ながらの持明院殿であるが、貞和五年はかの御堂殿上局の論語談義が行われた元応元年(一一九)を下ること実に三十年、そして觀応(一一五〇)元年玄惠入寂の前年である。玄惠が多年儒道にたずさわり、院の御談義にも召されるようになつたわけであるか、御談義といつても唐の孔穎達の正義にもとづいた明經家中原氏の講釈を聞くだけであればまつたく「強無殊事」^二き仕儀であり、もちろん宋学的論議の花が咲くべき場合ではなかつた。それに乙板敷庇も法印の候所としては端近に感ぜられる。思うに玄惠は山門の特別の地歩を占めた住侶ではなく、やはりかの「积家官班記」にいう「俗姓尋常之人、稽古修学之輩」の一人であり、「依一途之寄被拜除者」であつたのである。そしてかれの稽古修学はあながち宋学に關するものではなかつたのである。

註

- 1・「中庸」に「天下之達道五、（中略）曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也、五者天下之達道也」とある。しかし宸記ではひろく天下古今共に由る所の道の意味に用いられたものと解しておく。
- 2・宸記(一一三二)元亨二年七月二日条に「晴、談尙書如例日、公時行親外無人、然而為不罷定日尙談之、雖有人數、此兩人外、強又無申義者、仍如此」とある。公時は菅原氏、行親は紀氏である。
- 3・岩橋小弥太「玄慧法印」（国学院雑誌四五ノ一、昭和十四年）。
- 4・「統史愚抄」十七。論語談義の行われた元応元年閏七月にも御同座のままであつたことは「花園天皇宸記」この年月以前の諸記載により確かめられる。
- 5・例えば「勘仲記」弘安七年十一月廿八日条、「光嚴天皇宸記」元弘元年(一一三三)十一月十三日条など。
- 6・ただし寛元三年(一一四五)十二月供養をとげた長講堂は土御門東洞院にあつた（百鍊抄十五）。また建治三年(一一七七)七月の炎上後、六条殿が一時正親町高倉に移つたことがあつたが、しかも旧に依つてなお六条殿と称し、長講堂も同所に移つた（統史愚抄）。
- 7・「梅松論」上。「椿葉記」。
- 8・「新校群書類從」卷十八积家部所收による。本書は僧位・僧官・僧職の起源・定員ならびに昇進の次第などにつき一々寒例

をあげて注記したものである。

9、「後三年合戦絵詞」は池田元侯爵家の所蔵にかかり、その詞書は「奥州後三年記」と題して「新校群書類従」卷十六に收められている。これは池田家の原本の謄写本である旧東京帝室博物館所蔵本によつて校合したもので、ここに引用したのもその一部であり、「就中……山王の擁護なり」の部分は右博物館本による補入である。ただし本文には事件を平叙しており、特に山王の擁護に言及したところは見えない。なお「寛隆公記」永正三年十一月十二日条には「自禁裏後三年合戦絵可披見之由被仰之、一覽殊勝云々、詞玄惠法印草也」とある。

二

「太平記」に見えた玄惠関係の記事のうち最も有名なのは参考本卷一の「無礼講附 玄惠文談事」と題する一章であろう。これは日野資朝が土岐頼貞・多治見國長の勤王の志のほどを知らんがために無礼講といふことを始め、「男は鳥帽子ヲ脱デ髻ヲ放チ、法師ハ衣ヲ著ズシテ白衣ニナリ」、飲酒放遊の間に討幕の計を進めたが、「其事トナク常ニ会交セバ、人ノ思ヒ咎ムル事モヤ有ントテ、事ヲ文談ニ寄ンガ為ニ、其比才学無双ノ聞ヘ有ケル玄惠法印ト云文者ヲ請ジテ、昌黎文集ノ談義ヲ行ハセケル、彼法印謀叛ノ企トハ夢ニモ知ス、会合ノ日毎ニ其席ニ臨テ、玄ヲ談ジ理ヲ披ク、彼文集ノ中ニ昌黎赴ニ潮州」ト云長篇アリ、此處ニ至テ談義ヲ聞人々、是皆不吉ノ書ナリケリ、吳子孫子六輯三略ナドコソ然ベキ當用ノ文ナレトテ、昌黎文集ノ談義ヲ止テケリ」というのである。この「太平記」の記事はすこぶる小説的である上に、無礼講や文談の行われた場所は何処とも明記されていない。然るに「花園天皇宸記」正中元年十一月朔日条には正中変後の聞書として、

凡近日或人云、資朝俊基等、結衆会合乱遊、或不^ニ着^ニ衣冠^ニ、殆裸形^ニ、飲茶之會有^ニ之^ニ、是字^ニ達士之風^ニ歟、嵇康之蓬頭散帶、達士先賢尚不^レ免^ニ其毀教之譖^ニ、何況末^ニ達^ニ高士之風^ニ、偏縱^ニ嗜欲之志^ニ、濫称^ニ方外之名^ニ、豈協^ニ孔孟之意^ニ乎、此衆有^ニ數輩^ニ、世称^ニ之^ニ無禮講^{或作破^ニ詰^ニ}之衆^ニ云々、縉素及^ニ數多^ニ、

とあり、無礼講の事実を裏書するが、会合の場所は依然不明であり、玄惠文談のことは見えない。それに玄惠文談の本文が昌黎文集であつては、宋学に少くとも直接の関係は無いのである。ただ去る元亨(一三二〇)二年のころから「其意涉ニ仏教、其詞似ニ禪家ニ」たる「宋朝之義」が「近日禁裏之風」をなしていることは前引の宸記(一三三三)この年七月二十七日条に見えた通りであり、さらに宸記元亨三年七月十九日条には小林莊の処分に関する後宇多法皇の政道につき、「此事如何、當時隨分儒教中興、誠以君臣皆被レ立ニ中和之道」、而如レ此有ニ御引汲ニ事、尤以不審」と難じ、しかも「堯舜之朝、非レ無レ亂ニ政務之法」也、近日朝議大体可レ謂ニ治世ニ、莫レ加ニ吹毛之難ニ而已」と述べ、次に朝臣の儒風に言及して、

凡近日朝臣多以ニ儒教ニ立レ身、尤可レ然、政道之中興又因レ茲歟、而上下合體被レ立之道、是近代中絶之故、都無レ知ニ實儀ニ、只依ニ周易論孟大學中庸ニ立レ義、無ニ口伝ニ之間、面々立ニ自己之風ニ、依レ是或有ニ難謗等ニ歟、然而於ニ大体ニ者豈有ニ疑殆ニ乎、但近日風体、以ニ理學ニ為レ先、不レ拘ニ禮儀ニ之間、頗有ニ隱士放遊之風ニ、於朝臣者不可レ然歟、此是則近日之弊也、

と評された。周易論孟大學中庸のみによつて義を立てるところから見れば、當時朝臣の間に宋学が取り上げられていたことが察せられるが、正統の師承によらずして独斷をほしいままでするならば、窮理尽性の道を隱逸脱俗の術と曲解することも大いにあり得たであろう。従つて朝臣が礼儀に拘らず、竹林七賢気取りの放遊をほしいままですることは、あえて正中討幕の謀議に關係無く、すでに「近日之弊」となつていたのである³。正中の変後、後醍醐天皇は責を廷臣に帰し、御自身はこれにあづからぬ旨の誓詞を鎌倉に下されたが、その文体は詔勅でもなく宣旨でもなく、関東の荒夷に対して「聖主之謀叛」と称し、また多くの本文を引き、其文体は「宋朝之文章」の如きものであつた。花園上皇は宸記十一月十四日条にこの事を記し、聖主が荒夷の誅罰をこうむるかの如き詔書を下されるのであれば「君臣皆是狂人歟、非ニ言詞之所レ及也」と極言された。これまた宋学の浅薄なる理解の結果であり、「近日之弊」の致す

ところであつたろう。このように朝臣の間に無礼講が流行し、宋学がもてあそばれたことは宸記に載せる事実であるが、玄惠文談のことは依然「太平記」のみの所伝に過ぎない。

「太平記」の初稿本は上中下の三巻または九巻で、多分北条氏の滅亡までをその内容とし、貞和元年^(一三四四)以後、すなわち玄惠入寂の数年前に成立したものであろうとは近時の諸説の一一致するところである。しかし右の玄惠文談の一条に、「其比才学無双ノ聞へ有ケル玄慧法師ト云文者」とあるこの書きぶりは現存の人を指したものとは考え難く、いかにも過去の人を追想して書いたもののように感ぜられる。「園太曆」觀応元年^(一三五〇)三月二日条に、

伝聞、今日玄惠法印円寂云々、文道之衰微歟、天下頗不向^レ文、已没歟、不便々々、

と見え、同二十日条には前内大臣徳大寺公清が禁裏詩御会に召された子息左少将実時の詩が「玄惠も候はで一向之手細工候間」ぜひ公賢が添削してくれるようとに懇請した趣を載せてある。これらによれば玄惠が文者として生前すでに名を成したことがうかがわれるが、この名声が「其比才学無双ノ聞へ有ケル」とまで発展するのはやはり玄惠の入寂後のこととみるのが妥当であろう。「太平記」がその初稿本の成立後再三増補されたことも諸家の説く通りであるが、この増補の際に、初稿本の後を続けるばかりでなく、初稿本そのものの各部にわたって添加・挿入の行われたことも考へ得るのである。ここに問題とした箇所も、初稿本では無礼講の事だけであったところに、玄惠入寂後の増補のとき玄惠文談の事が添加されたのではないか。飲食放遊の無礼講と「玄ヲ談ジ理ヲ披ク」文談との関連は何となく不調和である。それに「昌黎赴^ニ潮州^ニ」という長篇に至つて不吉として文談を止めたというのも、正中変後の朝臣の流謫にちなんで創作された話のように疑われる。

「太平記」の玄惠関係の記事としてはこのほかになお参考本卷十八の「比叡山開闢事」、卷二十六の「足利直冬下^ニ向西国^ニ事」、卷二十七の「直義隱遁附玄慧法印末期事」の諸章があり、いずれも初稿本に無く、増補の部分に属する。「比叡山開闢事」は建武四年^(一三三五)三月越前金が崎落城の後、高師直・上杉重能等が將軍尊氏の前に參集して叡山の

处分を議したとき、たたま北小路玄惠法印が来合せたので、師直は「此人コソ大智広学ノ物知」ゆえ、「是ニ山門ノ事、委シク尋問候バヤト申サレケレバ、將軍ゲニモトテ」玄惠をその座に招き、叡山開創の由來に關する長物語を聴いた結果、「サテハ山門ナクテハ、天下ヲ治ル事、有マジカリケリト信仰シテ」延暦寺の旧領を安堵するほか武家の寄進の地を添えたというのである。長物語は「太平記」の毎度の趣向であるが、玄惠が幕府から意見を徵せられる者であつたことは、この前年十一月、將軍の諮詢にこたえて是円（二階堂道昭）等が錄進した「建武式目」の作成にあづかつた人衆八名の中に「玄惠法印」とあるので肯定せられる。叡山の处分について見解を求められたのは、もちろんこの問題について公平な立場にあると信頼されたからであるが、前述の如く叡山に一応の関係を持ちながら、しかも山門の僧侶ではなかつた玄惠はこういう信頼にふさわしい地位にあつたわけである。それにして「大智広学ノ物知」である一法印の長物語が將軍の信仰を新たにし、五百年來の法燈を獲持したという話は、玄惠その人の偶像化が一段と進展したときこそ信受さるべきものであろう。

次に「足利直冬下向西國一事」は昔尊氏が関東でひそかにもうけた子、直冬が京に上り、「独清軒玄慧法印カ許ニ所学シテ、幽ナル体ニテ」住むびていたのを、玄惠が機を見て左兵衛督直義に薦めたが、やがて紀伊国の宮方が蜂起するに及んで將軍尊氏から始めて父子の号を許され、右兵衛佐に任じ、討手の大将として発遣されたというのである。直冬がかつて玄惠に師事したことについては史証を得ないが、かれの発向のことは「園太曆」貞和四年五月条に見える。

また「直義隱遁附玄慧法印末期事」によれば、直義が高師直との争に敗れ、貞和五年十二月八日剃髪して後はその錦小路堀川の閑居を訪れる人も無く、ただ「独清軒玄慧法印、師直ガ許ヲ得テ」時々慰問したがその玄惠も老病に侵されたと聞いた直義は見舞の葉の包紙に「ナガラヘテ問トゾ思フ君ナラデ今ハ伴フ人モナキ世ニ」という歌一首を書いて贈つた。玄惠はこれを得て感泣し、「感ニ君一日恩」、招「我百年魂」、扶「病坐三床下」、披「書拭ニ涙痕」なる一

首の小詩を直義に呈したが、その後程なく病没した。直義は右の詩の奥に紙を縫ぎ、六喰般若の真文を写して玄惠の追善に資したのであつた。これらの詩歌はその人の作とも思われないが、直義出家の日次は「園太曆」に符合し⁸、玄惠が程なく没したというのもこの翌年、觀応元年三月二日入寂の事実に相應する。それに頓阿法印の「草庵集」に、

法印玄惠身まかりて後入道左兵衛〔合巻〕督経料紙の為によませられし二首に、哀傷

なき跡をとはるゝまでも残りけり窓にあつめし雪の光は

とあるから、玄惠が直義に親近し、その恩顧にあずかる身であつたことは、これを認めて差支ないであろう。直義は玄惠入寂の年の十月尊氏との間に不和を生じ、翌々文和元年二月鎌倉で殺された。思うにかの「足利直冬下向西国一事」およびこの「直義隱遁附玄慧法印末期事」の二章は玄惠・直義他界ののち遠からざる頃に増補されたが故に比較的に史実に近いのであろう、これらの二章に比べれば、さきの「玄慧文談事」の条や「比叡山開闢事」の章の方がかえつて後年の附加・潤色に成るものではないか。直義関係の二章においては玄惠の学識について特筆されることもないのに、文談や叡山物語のところではそれについて大げさな形容が用いられていることからみても、そう感ぜられるのである。

玄惠と直義との関係につき、見落すべからざるものはいうまでもなく今川了俊の「難太平記」の次の二節である。

六波羅合戦の時、大将名越〔合巻〕うたれしかば、今一方の大将足利殿先皇〔合巻〕に降参せられけりと太平記に書たり、かへすがへす無念の事也、此記の作者は官方深重の者にて、無案内にて押て如レ此書たるにや、是又尾籠のいたなり、最切出さるべきをや、すべて此太平記の事、あやまりも空ごともおほきにや、昔等持寺にて法勝寺の慧珍上人、此記を先三十余卷持參し給ひて、錦小路殿の御目にかけられしを、玄慧法印によませられしに、おほく虚ことも、訛〔シバラ〕も有しかば、仰に云、是は且く見及ぶ中にも以の外ちがひめおほし、追て書入、又切出すべき事等有、其程不可レ有ニ外聞之由仰有し、後に中絶也、近代重て書続ぎり、次でに入筆共を多所望してかゝせければ、人の高

名数をしらずと云り、去ながら随分高名の人々も、唯勢ぞろへ計に書入たるもの有にや、

(下略)

直義が、「太平記」を玄惠に読ませたのは玄惠入寂の觀応元年以前^(一三五〇)、「太平記」初稿本成立の貞和元年頃^(一三四五)以後の数年間のことでなければならないが、この数年間のある日、法勝寺惠珍が持參した「太平記」がすでに三十余巻に及んでいたというのは巻数上いささか不審である。ことに現行本では巻二十七に玄惠入寂、巻三十に直義毒死の記事があるから、もし惠珍持參本の巻数に誤りが無ければ、それは初稿本とも現行本ともかなり異なつた形の本であつたと考えなければならない。そもそも「太平記」は初稿本成立後再三の増補修訂を経て応安三・四年頃大成したと推察されているが、六波羅合戦のことは現行本では巻九に見え、尊氏は鎌倉を出発するときすでに北条氏に對して異図を抱き、入洛早々ひそかに伯耆の綸旨を拝受したことが記されてあり、了俊のいうように名越高家の敗死によつて降参したとは書いてない。従つて応永十年了俊が「難太平記」を撰修したときにも、なお現行本とは違つた内容の本が残存していたと認めなければならないであろう。¹²

それはともかくとして、「太平記」が「近代重て書続」¹³がれる間に「入筆共を多所望してかゝせ」たから、「人の高名數をしらず」載せられ、かの「其比才学無双ノ聞へ有ケル」「大智広学ノ物知」という玄惠の高名も「太平記」に書き入れられた。ことに「洞院公定日次記」応安七年五月三日条に、「伝聞、去廿八九日之間、小島法師円寂云々、是近日翫天下太平記作者也」と見えるので察せられる通り、「太平記」がますます愛読されたのであるから、玄惠の文名も從つていよいよ高くなり、種々の往来物の作者にも擬せられるようになつたのである。しかし平泉澄博士によれば「庭訓往来」に見える將軍家若宮八幡參詣の盛況は義満以前のことであるまじく、唐船中絶により葉価暴騰というのは義満が没して義持が彼我の国交を断つた応永十五年以後のことでなければならぬから、「庭訓往来」は義満死去の数年後の述作を見るべく、「遊学往来」は延文四年「新千載和歌集」勅撰のこと、および応安五年二条

良基新式制定のことを載せるから、その天台沙門玄惠撰といふのは明らかに仮託であり、「喫茶往来」も玄惠法印撰と伝えるが、その唐土の名物を列挙し、茶の趣味が進歩していながら「わび」を主とする後世の茶会とは趣を異にする豪華さからみて義満以後義政以前の著述としなければならないと断定した。¹³ このほか「康富記」応永三^(一四二〇)四年三日条にはかつて玄惠が等持寺殿（尊氏）のとき粉河觀音の戸帳の願詞を草したといふ所伝を載せ、同文安元年十月八日条には玄惠法印作「地藏獄卒訴陳状」なるものがあつたことが見え、さらに同^(一四四七)四年五月七日条には「玄慧法印抄出論語之明文」の書写を命ぜられた由が記されている。これらは他に傍証の無い限り例の仮託の疑をまぬかれないが、このような仮託がしきりに行われるのは、やはり玄惠がその生前において、宋学者よりもむしろ文人としての印象を多くの人々にのこしたことによ来するのである。しかしその点を追究する前に、これまで見過ごして来た玄惠と禪宗との関係についてまず一応の解釈を下しておかなければならぬ。

註

- 1・大覺寺統の政道に關する花園上皇の儒教的批判は辰記^(一三二〇)元亨二年十二月二十五日条にも見える。すなわち「近日政道淳素、君已為聖王、臣又人多歎」と書き出しながら熊野社領脇本庄に關する朝廷の処分の不当を論じ、「此一事已似亂政、(中略)此君猶如此、況他庸主哉」と嘆ぜられている。
- 2・中世のわが宋学が正統の師承によらず、主として禪僧の禪學擧揚の方便として断片的に提唱されたものであつたことは拙稿「中世における宋学の受容について」(帝国学士院紀事五ノ二・三、昭和二十二年) 参照。
- 3・宸記にはなお元^(一三一九)五月五日条に「中務卿親王方庚申会、兼高・隆有等祇候、或乱舞、或物語、為覓親王眠也、仍不及詩歌会也」と見える。朝臣の放遊は珍しいことではなかつたようである。
- 4・藤村作編「日本文学大辞典」卷四、太平記条(高木武解説)。高野辰之「太平記作成年代考」(史学雑誌六一ノ二、昭和五年)。
- 5・大洋社版「園太曆」卷三による。大洋社本は裏辻家旧藏本を底本とし、岩橋小彌太氏が諸本と校合したもので、ある異本には「天下頗不問文王沒歟」とあるという。

6・人衆八名は前民部卿(九条光経)・是田(二階堂道昭)・真惠(是田の弟)・玄惠法印・大宰少式(不詳)・明知民部大夫(行運)、
大田七郎左衛門尉・布施彦三郎入道(道乗)である(「国史辞典」建武式目条、中村直勝解説)。玄惠の幕府における地位をうか
がうに足りよう。

- 7・「園太曆」^(一三四八)貞和四年五月廿八日条には「抑右兵衛佐直冬為紀州大将軍発向、今日門出、宿東寺云々、就其有種々説等也」、
また同五年四月十一日条には「伝聞、右兵衛佐直冬今日発向長門國、於彼國可成敗八ヶ国事之由風聞、可尋」とある。

8・「園太曆」^(一三五〇)貞和五年十二月八日条に「或云、直義卿今日遂素懷云々」とある。

9・「草庵集」卷十、哀傷歌(国歌大系卷十四所收)。

10・「新校群書類從」卷十七、合戰部所收宮内庁図書寮所藏本(旧松岡文庫本)による校本に従う。

11・「日本文学大辞典」前掲条。

- 12・「太平記」現行本の成立過程およびその年代についてはなお多く考うべきことがあるが、本稿には直接の関係が少ないので、
これが考究は他の機会に譲る。

13・平泉澄「中世に於ける杜寺と社会との関係」第五章精神生活参照。

三

玄惠と禪宗との関係を見るべき唯一の事件は正中の宗論である。「本朝高僧伝」鏡円伝によれば當時八宗競い起
り、禪宗を排斥してしばしばこれを朝廷に訴えた。よつて後醍醐天皇は元亨四年^(一三二四)(正中元年)正月二十一日、延暦
寺・圓城寺・東寺および奈良の諸講師を清涼殿に召し、禪林寺(南禪寺)通翁鏡円と対論せしめた。鏡円は侍者宗峰
妙超を従え、風疾を押して昇殿した。時に叡山の法師玄惠が進み出、如何かこれ教外別伝と問うたが、超侍者の八角
の磨盤空裏に走るという答を理会することができなかつた。その後鏡円は諸宗の問題を斥けて無礙の弁をふるうこと
七日、ついに諸講師をして弟子の礼を執らしめたが、この間病勢大いに進み、二十七日問答終つて帰る途中で俄かに

入寂した。辻善之助博士は「花園天皇宸記」正中二年閏正月二十七日条に「禪林寺長老鏡円入滅云々」があり、その頓死のために殺害の噂があつた趣が見えるから、右の宗論も実は正中二年のこととすべきであると主張し、以後諸家みなこの説に従つてゐる。鏡円入寂の年月日については宸記の記載に従うべきに相違無いが、それによつてただちに宗論をも正中二年における史実と確認するのは、いさきか早計ではなかろうか。

右の妙超の行業を録した「大燈國師行狀」によれば、妙超は延慶元年恩師南浦紹明の入寂後、その心喪をすませて洛東に卜居し、やがて紫野に法堂を建てた。そのころ洗心子玄惠法印は諸儒と語らつて禪宗を破せんことを奏請し、「禪宗手段如何」と問難したが、妙超が「孟子」万章篇を引いて聖人も虚言ありと答えたので諸儒みな弟子の礼を執るに至り、ことに玄惠は妙超のもとに参禪し、私第を寄進して大徳寺方丈としたという。^{〔一三〇八〕}「本朝高僧伝」妙超伝は紫野小院の建立を嘉曆三年^{〔一三〇八〕}、玄惠の參禪を元享宮論のこととする。辻博士はこれによつてかの「行狀」所載の問答もまた正中宗論の一節であつたろうと推論したが、正中宗論は禪と教、「行狀」の問答は禪と儒との対抗であり、論議の内容もたがいに異なり、玄惠の身分にも天台僧と儒僧との相違があるから、両者を同一の論戦に併せるることは困難である。それに正中宗論では鏡円が主僧であり、妙超はその侍者であつたが、「行狀」は全篇を通じて鏡円に言及せず、問答の条でももつぱら妙超を主役とし、玄惠の參禪・寄進をも妙超の教化の功に帰している。これは「行狀」の作者禪興が妙超の嗣、徹翁義亨の法裔であり、応永の末、大徳寺の衰運に際し、開山妙超の盛業を追憶しつつこの記を作つたからであろう。^{〔一三〇九〕}この大徳寺の色彩を一層濃厚にしたもののは「龍寶山大徳寺誌」所収の「大燈國師行業記」である。その文によれば建武元年正月^{〔一三三四〕}、洗心子法印玄惠が諸宗の英特および一時の碩儒とともに禪宗を破せんことを奏請し、鏡円・妙超と宗論をまじえたが、玄惠まず敗れ、その余は卵を圧するが如くであつたから、天皇は南禅寺を五山第一とし、大徳寺を南禅上刹に准じて鏡円・妙超の功を賞し、玄惠は妙超の徳に服し、方丈を寄進したという。建武元年正月は南禅寺を五山第一とし、大徳寺を南禅上刹に准ずべき綸旨の下つたときではあるが、この年は鏡円入滅後

十年目に当り、鏡円出仕の宗論は行わるべくもない。このような重大な誤謬をふくむ「行業記」が成立し得たのは後醍醐天皇朝が遠い昔となつた室町時代中期以後のことと考えねばなるまい。

以上は玄惠と禅宗との関係を考察すべき諸史料を列挙、検討したのであるが、これらの史料のうち最も信頼すべきものは「花園天皇宸記」の鏡円入滅の記事のみであり、しかもこの記事から逆推して正中二年(1325)正月の宗論をただちに確認すべからざることは前記の通りである。それに「高僧伝」「行状」「行業記」等の記載はまったく禅宗側のみの所伝であり、教宗もしくは儒家の側の傍証は今日なお未見に属する。玄惠参禅のことも禅家所伝以外の諸史料には見えず、「太平記」もこれについては何も語らない。それに本稿第一・二節に述べたところによつてほぼ明らかになりつつある文人としての玄惠の経歴の上から見ても、かれの参禅のことは前後に脈絡が無く、いかにも唐突である。岩橋小弥太氏は鎌倉時代における八宗は学問であり、宗教としての浄土宗や禅宗と十分に両立し得たから、玄惠が妙超に帰依するに不思議はないと主張するが、果してそれほど簡単であろうか。そもそも明庵栄西・円爾弁円がもと台密から出て禅法を提唱するに当たり、叡山の執拗な圧迫を蒙り、やむなく教禅兼修の立場を標榜してようやく自門の存立を保つたことは日本禅宗史開幕当初の顕著な事実であり⁸、鎌倉室町時代の教禅関係はひき続き険悪であつた。これを元亨正中の前後に見ても、前には嘉元三年(1308)大和達磨寺の焼毀事件があり、後には天童寺造営、供養勅願の儀ならびに御幸に反対する康永の檄訴がある。いわゆる正中宗論が事実であるとすれば、それはこのような教禅相剋の史的発展の一節に外ならず、これをしも教禅融合の端緒とみることは、中世仏教史の大勢上たやすく容認さるべきところではない。玄惠が宗論に出席したことはあり得るとしても、その結果かれが禅宗に帰依したというのは、かの往来物が玄惠の作に擬せられるようになつた応永年間に禅宗側で流布した所伝に過ぎないのではないか。たとえ玄惠が叡山の住侶ではなかつたにせよ、一応禅に帰依したもののがその後山門から何の咎も受けず、しかも後年東塔南谷の衆議による絵巻物に序を求められたとすれば、それは当時の教禅関係からみて容易に信じがたい異常事なのである。

玄惠参禅の事実がこれほど疑わしいにもかからず、なお玄惠と禅宗との関係を考えしめるにすれば、それは二三の
禅僧が玄惠の死を悼む詩を作ったからであろう。すなわち天境靈致の「無規矩」に

悼ニ玄慧講書一

胸懸ニ五典与三墳一　問難叢中慣解紛

今日祠堂風冷淡　簡編惟見旧香芸

また惟忠通怒の「雲巒猿吟」に

春日過健叟旧居乃玄惠法印也

健叟幽廬万竹青　春陰寂寂鎖ニ林扁一

日斜野鳥啼還歌　泥濕簷花落更馨

尽謂地中理ニ玉樹一　那知天上有ニ文星一

凄涼三十餘年後　楚些臨ニ風弔ニ独醒一

とあるのがそれである。¹⁰しかしこれらの詩において追憶される玄惠が、入室参禅大悟徹底した傑僧でもなく、窮理尽性宋学の奥義に達した碩儒でもなく、ただ博識閑雅の一文人であることは一読ただちに了得せられるところであろう。

註

1・辻善之助「日本仏教史之研究」三三四—三三五頁。

2・「大燈國師行狀」は応永三十三年僧禪興撰(統群書類從第九輯上所收)。

3・辻前掲書三二六頁。

4・「大燈國師行狀」末段にい、「(妙超)入滅後纏九十年矣、夫何門庭冷落、子孫応徵、所謂強弩之末勢不能穿魯縞者歟、寔足嘆息、応永三十三年竝集丙午九月日、德禪遠孫小比丘禪興、謹狀梗概、以備大方尊宿名公銘塔之目云」と、文中の「德禪」

は義亨の塔所徳禪寺に由来する。

5・「大日本古文書」家わけ第十七、大徳寺文書之一、第一五号、元弘四年(建武元年)正月廿八日後醍醐天皇綸旨参照。

6・少くとも「大燈国師行狀」が述作された応永三十三年^(一四〇六)を溯るべきでないことは前述せるところによつて明らかであろう。

7・岩橋小弥太「玄惠法印」(国学院雑誌四五ノ一、昭和十四年)。

8・拙稿「榮西禅の性格について」(史学雑誌五四ノ四、昭和十八年)。同「聖一国師とその時代」(「中世文化史研究」所収、星野書店刊、昭和十九年)。

9・辻善之助「日本佛教史之研究」所収「鎌倉時代に於ける禅宗と他宗との軋轢」「足利初代天台宗と禅宗との軋轢」参照。

10・このほか永徳三年五月、仏心寺長老大中善益が玄惠法師を悼む八句詩を作り、義堂周信に改を求めたことがある(空華日用工夫略集卷末追抄)。

四

文人玄惠の業績として第一に挙ぐべきはかの御堂殿上局の談義において達道の義をのべ、花園上皇の御感賞にあづかつたことであるが、これに次いでは「詩人玉屑」批点のことが注目される。その巻末刊記には、

茲書一部批点句詠畢、胸臆之決錯謬多焉、後學之君子望^レ正^レ之耳

正中改元藤月下澣 洗心子 玄惠誌

という明文がある。¹「詩人玉屑」は南宋の魏慶之の撰にかかり、詩論・詩話を集成して詩家の座右の重宝たるべき書であつた。その批点句詠については後世から「玄惠に儒名あれ共、倭訓に誤多し」という批評を受けたが、玄惠の名がひろく禅家の間にも知られたのは本書の刊行が多くの詩僧の歓迎するところとなつたからであろう。玄惠自身の作詩は康永二年^(一三四三)の内裏五十四番詩歌合に「法印玄惠」または単に「玄惠」の名で六首が見えている。後の五山の僧徒の詩には遙かに及ばないという批評もある⁴が、六首のうち五首は勝、一首は持となつてゐるから、當時としては優作と

認められたわけである。虎関師鍊の法嗣童泉合淬の「松山集」に収められた「貽_ニ独醒老_ニ書」に「伏念、叟為_ニ京学之保障_ニ、而士大夫之有_レ文者、莫_レ不_ニ從而受_レ教也」⁵といふのは過分の贅辞であろうが、前記のように玄惠の入寂後は詩の添削の依頼先にも不自由を感じた公卿もあつたのであるから、かれの詩壇における地位は相当のものであつたらしく、靈致・通恕等の詩僧が玄惠追憶の詩を賦した所以も了解せられるのである。なお玄惠の文才が漢詩に限らなかつたことは、かの「後三年合戦絵詞」の序文を見ても察せられるが、延文(ニミ五六)元年三月閑白二条良基が撰した「蒐玖波集」には法印玄惠の作品四首が収められている。⁵

終りに注目すべきは玄惠に関する新史料として岩橋氏が紹介された左の書状である⁶。これは新潟県中野忠太郎氏蔵の旧国宝手鑑に貼られたもので、その文にいう、

一日於_ニ御所_ニ令_レ勤_ニ仕護摩事候き、仍御参事一切不_ニ承及_ニ候き、退出以後こそ行乗アサリ御参之由申候しか、
不_レ遂ニ一見參_ニ候、返々無_ニ本意_ニ候

雖下無_ニ子細_ニ事候上、□□連々御物忌事のみにて、自然不_レ被_ニ撰出_ニ候、五旬以後は可_レ有_ニ還御_ニ候、其時念々可_レ被_ニ撰出_ニ候也

毎事期_ニ見參_ニ候、恐々謹言

三月廿二日
法印玄惠

年次・名宛とともに不明であるのは惜しいことであるが、これにつき岩橋氏は「其の意味を委悉することはできないけれども、彼の僧侶としての生活を伝へるものである」と述べた。しかし仔細にこの文を検討すれば、なおいさかの史実を推知するに足る史料ではないか。まず「御所」は「太平記」などの用例に従えば尊氏・直義等の居館を指す語であり、そこで護摩の事を勤仕したというのであるから法印玄惠が台密の祈禱を以て武家に奉仕した僧であつたことがわかる。「撰出」はその前後の文意によつて考えれば、詩歌等の撰出を意味するものと察せられる。恐らく玄惠が直

義などのために祈禱を行うかたわら、新たな撰集の事にあずかつていて、これまた文人としての玄惠の業績の一端を示す好資料と見るべきものであろう。

註

- 1・齋藤清衛「玄惠法印私考」(国文学誌一ノ五、昭和六年)には玄惠の刊行とする。しかし木宮泰彦「日本古印刷文化史」六三頁にもいう通り、刊記によれば玄惠はただ批点したのみである。
- 2・寺島宗意「倭版書籍考」(元禄十五年刊。^(一七〇二))
- 3・「山家春興」「幽思不窮」「海辺眺望」の三題につき各二首ずつである。(「大日本史料」第六編三七、康永二年是歲条所載)。
- 4・木宮泰彦「日本古印刷文化史」一九一頁。
- 5・卷三、春運歌に二首、卷十九聯句連歌に二首ある。(「大日本史料」第六編の十三、觀応元年三月一日玄惠入寂の條所載)。
- 6・岩橋小弥太「玄惠法印」(国学院雑誌四五ノ一。昭和十四年)所收。

五

以上検討し來つた史料を綜合して考うるに、玄惠は元来その門地がさほど高くないため生國・生年も詳らかでないが、天台密教修行のかたわら漢学をも勉強した功を認められて法印権大僧都となり、元応^(一三二九)元年閏七月、花園上皇の仙洞、持明院殿の殿上において日野資朝・菅原公時等および僧衆多数と「論語」を談じたが、このとき「達道」の義を述べ幸いに上皇の御耳にとまり、以後ますます持明院統の御所に出入するかたわら詩家の重宝「詩人玉屑」の批点句読を遂げた。この「詩人玉屑」が正中元年^(一三二四)十二月開版されてからは玄惠の文名は禅林の詩僧たちにも知られた。元弘・建武の変乱後は玄惠は武家に親近して建武三年十一月「建武式目」起草の事にあずかり、康永^(一三四三)二年には北朝内裏五十四番詩歌合に召され、漢詩六首のうち五首は勝、一首は持を判定され、詩壇に名声を博した。貞和^(一三四七)三年、東塔

南谷の衆議に成る「後三年合戦絵詞」の序を作つたのは、かつて叡山に学んだ旧縁による事であつたろう。〔三編九〕 同七年

七月には持明院殿の「礼記」の談義に祇候したが、この年十二月、かねて玄惠が恩顧を受けた直義が高師直との確執に敗れて出家した。玄惠は直義の慰問につとめたが、まもなく病氣にかかり、翌觀応元年〔三五〇〕三月二日入寂した。直義ははなはだこれを悼み、頤阿に命じて哀傷の歌を作らしめた。この月二十日、前内大臣徳大寺公清は内裏詩御会に召された子息左少将実時の添削を太政大臣洞院公賢に懇請し、「玄惠も候はで一向の手細工」と弁解した。五山の詩僧の中にも玄惠の文事における功績をしおび、追悼の詩を作るものがあつた。延文元年〔三五六〕三月、閑白二条良基が「蒐玖波集」を撰したとき、玄惠の連歌四首を収載した。以後室町時代の盛期にかけて玄惠の文名はいよいよ高く「遊学往来」「庭訓往来」「喫茶往来」やその他数々の記文が玄惠の作に擬せられた。この間「太平記」は修正を重ねて次第に増補され、玄惠を「大智広学ノ物知」また叡山擁護の功労者と喧伝したが、この「太平記」の謬妄を正さんがために応永〔四二三〕十年今川了俊が述作した「難太平記」は玄惠を以て「太平記」初稿本の校閲者とした。一方禪宗側は教禪対抗の形勢ますます顕著なるときに当つて玄惠の名声を適用し、いわゆる正中宗論において叡山の僧玄惠が禪林寺鏡円の侍者妙超に破せられたのと説を成し、応永三十三年制作の「大燈国師行状」に至つては、宗論に敗れた玄惠が妙超の教化に服し、入室參禪の末大徳寺の方丈を寄進したといい、大いに開山の高徳を顕彰したのである。

信頼すべき史料によつて玄惠伝を編成すれば大略右の通りであり、この玄惠を宋学の首唱者とする説は實に「尺素往来」に始まる。本書の古写本の内閣文庫に伝わるものには三種あり、その最も古きものの奥書には「干時長享三〔四六九〕夏月書」之説、一条禪閣兼良公御作」とあり、平泉博士もこの作者については疑をさしはさまなかつた。兼良の死去はこれより八年前の文明十三年〔四八一〕のことであるから「尺素往来」の成立は玄惠の入寂後實に約百五十年を経てのことになる。思うにかの応仁乱後の衰頽に直面した作者は足利初代の文運を顧み、ことに玄惠の盛名をしおび、「花園天皇宸記」によつて玄惠が「論語」の談義に「達道」の義をのべたこと、禁裏において「宋朝之義」が流行したことを見

り、さらに「太平記」を読んで「無礼講附玄惠文談事」の章に注目し、この文談の場所が明示されてもいいのにこれを宮中のことと速断し、卒然これらを結びつけて「近代獨清軒玄惠法印以^ニ宋朝濂洛洛之義^ニ為^レ正、開^ニ講席於朝廷以来、程朱二公之新解可^レ為^ニ肝心^ニ候也」の一節を書き下したのである。その後文に紀伝のことと言及し、「是又當世付^ニ玄惠之議^ニ資治通鑑、宋朝通鑑等人々傳^ニ受之^ニ、特北畠入道淮后被得^ニ蘿奥一云々」とある。「資治通鑑」は花園上皇の御愛読書であるから²、玄惠もこれを読んだであろうが、北畠親房が玄惠から通鑑を伝受したというのはまったく史証を得ぬことである。これは玄惠がその居住した所の地名に従い「北畠玄惠法印」と号したという典拠不明の一説³とその源を同じうする臆説ではないか。

中世宋学史の重要な史料と知られた「尺素往来」の記事はこのように根拠薄弱のものであつた。従つてこの「尺素往来」にもとづき、後醍醐天皇が玄惠を召して侍読としたという「大日本史」卷二百十七、僧玄惠伝の記載も同様に信すべき限りではない。まして元弘建武以来のいわゆる皇家中興運動が玄惠や親房の宋学的理念で導かれたとする説のいわれなきことは岩橋氏もすでにこれを指摘し、私もかつて論証したこと、はじめに述べた通りである。⁴ 玄惠は確かに台密出身の詩僧であり文人であつた。しかし玄惠が窮理尽性の宋学に達し、その首唱者であつたという史証は少しも無い。中世の宋学史は、この点の確認にもとづいて新たに書きなおされなければならないのである。

註

1・平泉澄「中世に於ける社寺と社会との関係」二八六頁および三〇六頁。

2・「花園天皇宸記」元亨元年五月十八日条に「此書歷代治亂与君臣善惡大概無遺、尤枢要之書也」とある。

3・「庭訓往来諸抄大成」所引「庭訓新撰抄」参照。

4・岩橋小弥太「玄惠法印」(国學院雑誌四五ノ一、昭和十四年)。拙稿「中世における宋学の受容について」(帝国学士院紀事五ノ二・三、昭和二十二年)。

(昭和三十一年九月十五日稿)

Yoshio, Wajima

A New Biography of High Priest Genne

History of Neo-Confucianism in Mediaeval Japan to be Revised

Genne, Buddhist High Priest who died in 1350, was famous for his advocacy of Neo-Confucianism at the Court of Emperor Godaigo. He was often looked up to as one of the leaders of the Kemmu Restoration in 1334. Nevertheless we cannot find any historical materials to demonstrate his knowledge of Neo-Confucianism. He was versed in Chinese poltry, and won the favour of the Ashikaga Brothers, Takauji and Tadayoshi, who entered rivalry with Emperor Godaigo, establishing a new dynasty and shogunate in 1336.

Traditions among the Zen priests say that, in 1324, they had a successful debate with the other sectarians including Genne, who represented the Tendai Sect, and was converted to Zen thereafter. This is also quite doubtful because of its onesidedness, lacking in reference records given by the Tendai Sect. Moreover, conversion from Tendai to Zen is most improbable in the contemporary history of Buddhism. After all, history of Neo-Confucianism in Mediaeval Japan must be re-compiled excluding Genne, whose life and thought had been misrepresented in various aspects hitherto.